

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年7月27日

支出負担行為担当官
前橋地方法務局長 岩崎 琢治

1 競争入札に付する事項

- (1) 品目及び数量
登記所備付地図作成作業の請負 一式
- (2) 仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限
1年目作業は、平成30年2月28日（水）までとし、2年目作業は、平成31年2月28日（木）までとする。
- (4) 納入場所
仕様書による。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、A若しくはBの等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者又はCの等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者で、本件競争入札に係る役務の提供と同等以上の履行実績を有することを証明することができる者であること。
- (3) 契約の相手方として不適當でなく、契約の相手方として不適當な行為をしない者。
なお、契約の相手方として不適當な者及び不適當な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。
ア 契約の相手方として不適當な者
(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第

三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者
- (4) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 入札手続等

(1) 連絡先

〒371-8535

群馬県前橋市大手町二丁目3番1号

前橋地方法務局会計課用度係（担当：磯）

電話 027-221-4464

(2) 入札説明書等の配布期間及び配布方法

ア 配布期間

平成29年8月17日（木）まで

イ 配布方法

上記(1)にて配布する（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで）。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成29年8月3日（木）午前10時00分

イ 場所 群馬県前橋市大手町二丁目3番1号
前橋地方法務局5階会議室

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時 平成29年8月30日（水）午前10時00分

イ 場所 群馬県前橋市大手町二丁目3番1号
前橋地方合同庁舎1階共用会議室A

ウ 提出方法 持参すること（郵送は認めない。）。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）による。

(2) 入札保証金の納付
免除

(3) 契約保証金の納付
免除

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札，申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は，無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書の作成の要否
要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。

(8) 詳細は，入札説明書による。